

令和 7 年度

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業

成瀬 1 号幹線用水路（その 6）工事

特別仕様書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第1章 総則

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 成瀬1号幹線用水路（その6）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営成瀬皆瀬土地改良事業（国営施設応急対策）計画に基づき、成瀬1号幹線用水路を改修するものである。

2. 工事場所

秋田県横手市増田町亀田字半助村南地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 施工延長 120.13m

施工始点 No.20+54.40

施工終点 No.21+74.53

(2) 主要工事内訳

水路工

鉄筋コンクリート大型フリューム L=99.13m（Ⅱ種、B2, 200mm×H1, 200mm）

取付水路工 N= 3箇所（L=9m）

補修工 1式

仮設工 1式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の通水について

本水路は、5月6日～9月5日の期間は農業用水を通水する必要がある。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等98日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季及び年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）は施工しない日とする。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時までを施工しない時間帯とする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、「礫質土」と想定している。

2. 第三者に対する措置

- (1) 工事区域周辺の農地は稲作であり、収穫時期と工事施工時期が重複するため周辺耕作者との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(参考) 収穫時期目安 稲 作 9 月中旬～9 月下旬

- (2) 集落周辺での騒音及び振動対策については十分に配慮すると共に、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(3) 交通対策

公共道路の使用にあたっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるものとする。

(4) 地下水対策

本工事の施工に伴い、地域住民から周辺井戸に水量、水質等の被害情報があつた場合は監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(5) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であつて、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
市道大橋田町線	1 名/日	交通誘導警備員 B	昼	無

(6) 防塵対策

施工にあたり、粉塵などにより周辺利用者及び農作物等に被害を与えるおそれがある場合には、監督職員と協議するものとする。

(7) 公道の清掃

本工事の車両通行によって公道を汚した場合は、必要に応じて監督職員と調整の上、清掃を実施するものとする。なお、清掃方法等は監督職員と協議の上、決定するものとする。

(8) 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全対策については、共通仕様書第 1 編 1-1-3 6 及び 3-2-2 のとおり必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

(9) 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1-1-4 4 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設工

1. 工事用道路等

受注者は、図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

2. 建設発生土受入地

建設発生土は埋戻し材として現場内流用するものとしているが、流用しない残土及び工事用道路撤去後の残土は、次に示す受入地へ処分するものとする。

名 称	場 所	搬出時期
(有)山本建設	秋田県横手市大屋寺内石田坂地内	10月～11月
(株)松田	秋田県湯沢市山田字福島尻 28・29・30 番地	12月～3月

3. 仮排水管工

大型フリーム施工においては、仮排水管工（高密度ポリエチレン管φ500）を計画している。排水管の通水能力は次に示すとおりとしている。

場 所	排水量	備考
No.20+54.40～No.21+74.53	0.183m ³ /s	

4. 水替工

工事現場内における排水量は、次表のとおり想定している。

区 分	場 所	対象流量	排水区分
大型フリーム施工時	No.20+54.40～No.21+74.53	0.0083 m ³ /s	作業時排水
既設水路取壊しから仮排水管設置完了まで	No.20+40.40	0.033 m ³ /s	常時排水
1号箱渠工下流トランシジョン施工時	No.20+40.40～No.20+55.40	0.033 m ³ /s	常時排水
6号落差工補修工、上下流トランシジョン施工時	No.21+41.50～No.21+60.50	0.033 m ³ /s	常時排水

なお、トランシジョン施工における降雨時等の対応として、最大 0.18 m³/s の排水ができるよう排水ポンプ、発動発電機等必要な機材を準備するものとし、運転状況を監督職員に報告しなければならない。

また、各区分に示す対象流量を超える排水を行った場合は、排水ポンプの運転状況を監督職員に報告するものとし、契約変更の対象とする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別紙－2に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

- （1）発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員立会いのうえ用地境界等の使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。
- (5) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (6) 埋戻、盛土材及び工事用資材の一時仮置は、発注者が確保している工事用地等内に仮置をするものとする。なお、使用後の土木シートは全て撤去し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これによりがたい場合には同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、J I S規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 砕石及び骨材

- 1) 構造物等基礎 再生クラッシャラン（RC-40）
- 2) ドレーン材 洗砂利 25mm 以下

(2) コンクリート二次製品

鉄筋コンクリート大型フリューム（以下「大型フリューム」という。）は、社団法人農業土木事業協会規格によるものとする。

名称	規格
大型フリューム Ⅱ種	B2, 200×H1, 200 張出 100mm 標準寸法 L2, 000/個

(4) 鉄筋 異形棒鋼 JIS G3112 SD295

(5) コンクリート

JIS A 5308 レディーミクストコンクリートによる標準品とし、配合諸元は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	BB	取付水路工
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(6) 表面被覆材

表面被覆工で使用する材料は、下表の品質規格を満足するポリマーセメント系モルタル又は同等品以上を使用するものとする。

試験方法等		規格値
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm以下 中性化速度係数 $18 \text{ mm}/\sqrt{\text{年}}$ 以下
付着強度試験	JSCE-K561 水中条件における養生条件：供試体作成後、温度 $20 \pm 2^\circ\text{C}$ 、相対湿度 $60 \pm 10\%$ 以上で 7 日間水中養生後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数は 10 サイクル	各試験条件における付着強度
		標準条件
		多湿条件
		低温条件
		水中条件
		乾湿繰り返し条件
		温冷繰り返し条件
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	21.0 N/mm^2 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 $23 \pm 2^\circ\text{C}$ 、湿度 $50 \pm 5\%$	2 日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.05%以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験(案) (材齢28日、10時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの比無機系：1.5 以下 HPRCC：2.5 以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解 300 サイクル	相対動弾性係数 85%以上

(7) ウィーブホール

壁部 合成樹脂製 $\phi 50$ 逆流防止弁付
底版部 合成樹脂製 $\phi 75$ 逆流防止弁付

(8) 硬質ポリ塩化ビニル管

有孔管 VU $\phi 100 \text{ mm}$

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
大型フリューム	試験成績書、構造計算書
鉄筋	ミルシート
コンクリート	配合計画書、試験成績書
砕石類	試験成績書
表面被覆材	試験成績表
目地材、シール材	カタログ・試験成績書
ウィーブホール	カタログ・試験成績書
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ・試験成績書
吸出防止材	カタログ、性能評価報告書
コンクリート二次製品	カタログ・試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

材 料 名	検査・試験項目	備 考
大型フリューム	外観・寸法等	・現場搬入時、外観は原則全数対象 ・寸法は、当日入荷数のうち1個 ・初回の検査は監督職員が検査する ・次回以降は受注者の自主検査結果を報告すること
表面被覆材（無機系）	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更するものとする。

資材名	規格	調達地域等
再生クラッシュラン	RC-40	秋田県横手市
敷鉄板（仮設材）		秋田県秋田市

5. 工事に使用する購入土砂について

受注者が購入土砂を使用する場合は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画確認書、森林法第10条の2による隣地開発許可書）の写しを監督職員に提出しなければならない。

第9章 施工

1. 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

（2）境界標識等

本工事の施工に先立ち、境界標識等について事前に確認しなければならない。なお、境界標識等は工事施工中に移動又は紛失しないよう留意しなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せの上、引照杭等を設け工事施工後に復元するものとする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	構造物基礎材

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

廃棄物区分	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
プラスチック廃材	(株) 羽後環境	秋田県雄勝郡羽後町新町字大又20-1	8時～17時	最終処分施設業者
有筋コンクリート	(株) 大屋産業	秋田県横手市外目字檀森44-12	8時～17時	再生資源化施設業者
無筋コンクリート	世紀東急工業(株)	秋田県湯沢市関口字土樋73-1	8時～17時	再生資源化施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

5. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削土は、埋戻及び盛土に流用するもののほか全て第5章2. に示す建設発生土受入地へ搬出するものとする。
- 2) 掘削において、過掘になった部分については購入材を用いて(2)に準じて転圧を行い、埋戻さなければならない。
- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

埋戻は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、地山と同程度となるように締固めなければならない。

(3) その他

掘削土が埋戻の材料に適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 基礎工

砕石基礎の締固めは、十分に締固めなくてはならない。

7. プレキャスト開渠工

- (1) プレキャスト水路の施工に当たっては、事前に割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

- (2) プレキャスト水路の1個当たりの標準長さは、2.0mとする。
- (3) プレキャスト水路の据付に当たっては、製品に損傷を与えないように注意し、高さ調整はモルタル等を行うものとする。
- (4) 既設構造物との取り扱いにより、施工区間等を変更する必要がある場合には、監督職員と協議するものとする。

8. 構造物撤去工

既設構造物撤去については、取壊し前に現況施設の計測確認を行い、撤去数量、範囲を報告するものとする。

6号落差工の撤去時にカッター工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 補修工

(1) 準備工

- 1) 対象施設内の排水完了後、堆積土砂の状況について確認し監督職員に報告しなければならない。
- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理を行うものとし、監督職員と協議するものとする。

また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等の支障物が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

(2) 試験施工

下地処理工の着手にあたっては、事前に、洗浄水圧及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度を把握するため試験施工を行い、結果を監督職員に報告しなければならない。

1) 試験施工計画書の提出

試験施工着手前に、実施位置と試験方法の詳細等を記載した試験施工計画書を提出し、承諾を受けるものとする。

試験施工計画書の内容については、以下のとおりとするが、試験位置及び調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項 目	洗浄圧試験	付着強度試験
試験位置	1箇所	同左
施工場所 (1施設当たり)	側壁	同左
調査方法	噴射圧力 3パターン 調査範囲 1.0m×1.0m/箇所×3	噴射圧力パターン毎に、3個の単軸引張試験 3パターン×3個
試験の規格値	—	個々の値が1.0N/mm ² 以上

2) 試験結果の提出

試験施工実施後、各試験結果と結果の考察等を取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。

(3) 下地処理工

- 1) 高圧洗浄機を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

- 2) 標準洗浄圧は、底部は14.7MPa、側壁部は100MPaを想定しているが、高圧洗浄機等の使用に先立ち、試験施工を行い、第10章 2.(2) 2) 品質管理に示す付着強度を満足する水圧を確認し監督職員に報告しなければならない。

(4) 補修範囲の確認

下地処理後に補修位置及び範囲を監督職員と確認するものとする。

補修計画図に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥離等の劣化などが確認された場合には、補修計画図に追補し、写真記録と併せ監督職員に報告し、その扱いについて協議するものとする。

(5) 表面被覆工

- 1) 使用する被覆材の配合については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

- 2) 不陸(凹凸)の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

- 3) 被覆は、金ゴテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意して行わなければならない。

打継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打継ぎ有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地部内に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

- 4) 養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金ゴテ等により平坦に仕上げるものとする。

- 5) 表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

- 6) 被覆材の材料使用量については、設計量×(1+K)、Kは補正係数0.08としているが、空袋実績が材料使用量によりがたい場合は協議するものとする。

(6) 底版コンクリート工

- 1) 施工前に現況底版高さを確認するものとし、取付水路と接続を確認するものとする。

- 2) 堆積土砂撤去後、コンクリート面の状態が確認できるよう高圧洗浄を行うものとする。

- 3) ピック、コンクリートブレーカ等を用いて5cmはつきり後、鉄筋の露出がある場合は、防錆処理を行わなければならない。

10. 除雪工

工事現場内における除雪対象積雪は10cm以上とする。

なお、除雪を行った場合は、除雪実施状況(積雪深、除雪範囲及び除雪方法等)を監督職員に報告するものとする。

11. 土壌分析

(1) カドミウム含有量試験

ア カドミウム含有量試験の検体採取位置は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。

イ 試験方法は、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日付け環境省告示第19号)の別表に掲げる分析方法に準拠するものとする。

(2) カドミウム溶出試験

ア カドミウム溶出試験の検体採取位置は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。

イ 試験方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日付け環境庁告示第46号)の別表に掲げる分析方法に準拠するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(1) 大型フリーームの目地施工管理基準は別紙ー4による。

(2) 補修工施工管理

1) 出来形管理

1ー1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理工	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね50～100m毎に1箇所の割合で処理面を目視確認する。
表面被覆工 (無機系)	被覆厚さ	基準値：側壁 + 3mm、-0mm 規格値：側壁 -0mm	施工延長概ね50m毎に1箇所の割合で測定する。1箇所につき左右側壁の2点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね50～100m毎に1箇所の割合で被覆面を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≥設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。

1ー2) 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	撮影基準	撮影箇所
下地処理工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値(左右側壁)を撮影する。
表面被覆工 (無機系)	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
	全1回	材料の総使用量が分かるもの撮影する。

2) 品質管理

品質管理項目は以下のとおりとする。

ただし、工法により下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験 (測定) 基準
処 下 理 地	付着強度	単軸引張試験	個々の値が 1.0 N/mm ² 以上	表面被覆後 500m ² 毎に 2 箇所 (左右側壁) 1箇所当たりの試験数は3個
(無機系) 表面被覆工	圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0 N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500m ² 毎に1回 ③試験体：円柱試験体(φ 50mm×100mm)を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生
	付着強度	単軸引張試験	個々の値が 1.0 N/mm ² 以上	表面被覆後 500m ² 毎に 2 箇所 (左右側壁) 1箇所当たりの試験数は3個

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

ただし、異常出水については、本工事仮締切計画流量を $0.18 \text{ m}^3/\text{s}$ と想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- （１）土質状況等により構造及び工法を変更した場合
- （２）転石が出現した場合
- （３）異常気象などにより排水量が著しく増減し、作業工程に支障が出た場合
- （４）地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事等の中止があった場合
- （５）監督職員が設計変更に必要な測量、設計、図面作成及び、歩掛調査等を指示した場合
- （６）第三者との協議により変更が生じた場合
- （７）地域の農村環境に配慮した工事を実施する場合
- （８）湧水処理対策等が必要となった場合
- （９）基礎地盤の土質確認試験等を変更追加する場合
- （１０）発生残土を工事用地等へ集積する場合
- （１１）工事用道路を存置及び路床材を他工事に流用する場合
- （１２）道路管理者との協議等により、維持管理等について指示があった場合
- （１３）遠隔確認の試行を行う場合
- （１４）安全施設を追加する場合
- （１５）工事用地内の養生等を追加する場合
- （１６）大型フリュームの目地施工時に養生等が必要となった場合
- （１７）その他両者協議のうえ必要と認めた場合

第 13 章 その他

１．契約後 V E 提案

（１）定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、VE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式 6-1～6-4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通

信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬、設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

6. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は下表のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況又は工事内容によ

り組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議を実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 下表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水、電力等の供給設備 ② 緑化及び花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識、照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）又は防寒対策
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット又は工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献

7. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対

象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に 2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率28.5% (8日/28日)以上)
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

② 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位

鉄筋工		1.02
構造物取壊し	機械	1.01
	人力	1.02
排水構造物工		1.02

8. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

9. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (5) 災害復旧工事等での人工積算又は「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用した積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

11. 共通仮設費率分の適切な設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開、除根、除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙—5により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている189日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙—5と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年2月16日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約工期（変更の場合は、変更契約）をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{○真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

（３）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（４）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{○補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

（１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

16. 情報化施工技術の活用について

（１）適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3次元データを用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

情報化施工技術	適用工種
1. UAV空中写真測量出来形管理技術	土工、仮設工
2. TLS出来形管理技術	土工、仮設工
3. TS等光波方式出来形管理技術	土工、仮設工
4. ICT建設機械施工技術	土工、仮設工

(2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

(3) 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

(4) 貸与資料

基本設計データ及び3次元データの作成に必要な貸与資料は、下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和2年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 成瀬1号幹線用水路実施設計（その2）業務報告書	日化エンジニアリング（株）
2	同上、図面のCAD データ	

(5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術の活用に必要な費用

- 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

17. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加算評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">☐令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
(7.5点)☐令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。(5点)☐令和6年9月20日から大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。(2.5点) |
|--|

18. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート、機械	m ³	50	
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート、機械	m ³	1.3	
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート、人力	m ³	1.2	
殻運搬	無筋コンクリート	m ³	50	
殻運搬	有筋コンクリート	m ³	2.5	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m ³	50	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート	m ³	2.5	
2. 開渠工				
(1) 作業土工				
積込（ルーズ）		式	1	
床掘り		式	1	
基面整正		m ²	290	
法面整形		m ²	440	
埋戻	構造物周辺 B<1.0m 1.0≤B<2.5m	式	1	
残土運搬処分		式	1	
(2) プレキャスト開渠工				
基礎碎石	RC-40 t=150mm	m ²	275	
コンクリート	均しコンクリート 18-8-25 BB	m ³	14	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート大型フリューム	B2.2m×H1.2m 張出100mm, 標準L=2.0m	m	99.100	
サイドドレーン	H300×B300	m	198.300	
吸出し防止材	t=10mm	m ²	178.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	50.000	
アンダードレーン	H400×B350	m	99.100	
ウィープホール	φ 75 底部	箇所	25.000	
施工目地 (直線部)	シリコーン系 スポンジ 18×15	m	162.000	
施工目地 (曲線部)	シリコーン系 スポンジ 20×15	m	79.000	
(3) 1号箱渠工下流トランシジョン				
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	5.6	
コンクリート	均しコンクリート 18-8- 25 BB	m ³	0.3	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	鉄筋コンクリート 21-12- 25 BB	m ³	2.8	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.222	
既設取合用止水板	L型止水板	m	4.900	
伸縮目地	シリコーン系 スポンジ 25×12	m	4.600	
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	2.000	
樹脂系アンカー	D13	箇所	46.000	
アンカー筋	SD295 D13	ton	0.025	
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	2.000	
サイドドレーン	H300×B300	m	4.000	
吸出し防止材	t=10mm	m ²	3.600	
アンダードレーン	H400×B350	m	2.000	
(4) 6号落差工上流トランシジョン				
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	8.7	
コンクリート	均しコンクリート 18-8- 25 BB	m ³	0.4	
型枠	均しコンクリート	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート	鉄筋コンクリート 21-12-25 BB	m ³	4.7	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.325	
止水板	CF-200	m	5.100	
伸縮目地	シリコーン系 スポンジ 25×12	m	4.600	
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	2.000	
樹脂系アンカー	D13	箇所	28.000	
アンカー筋	SD295 D13	ton	0.017	
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	2.000	
サイドドレーン	H300×B300	m	6.000	
吸出し防止材	t=10mm	m ²	5.400	
アンダードレーン	H400×B350	m	3.000	
(5) 6号落差工下流トランジション				
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	14	
コンクリート	均しコンクリート 18-8-25 BB	m ³	0.7	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	鉄筋コンクリート 21-12-25 BB	m ³	5.8	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.484	
既設取合用止水板	L型止水板	m	6.200	
伸縮目地	シリコーン系 スポンジ 25×12	m	4.600	
目地板	ゴム発泡体 t=10mm	m ²	2.000	
樹脂系アンカー	D13	箇所	56.000	
アンカー筋	SD295 D13	ton	0.025	
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	4.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
サイドドレーン	H300×B300	m	8.000	
吸出し防止材	t=10mm	m ²	7.200	
アンダードレーン	H400×B350	m	4.000	
3. 補修工				
(1)補修工	6号落差工			
堆積土砂撤去		m ³	2.000	
土砂運搬・処分		m ³	2.000	
高圧洗浄工	底版、14.7Mpa	m ²	40.000	
高圧洗浄工	側壁、100Mpa	m ²	53.000	
表面被覆工	無機系 t=5mm	m ²	53.000	
底版コンクリート	21-12-25 BB	m ³	2.000	
コンクリートはつり	底版部 t=5cm	m ²	40.000	
溶接金網	D6 網目150	m ²	40.000	
殻運搬処分		m ³	2.000	
4. 復旧工				
(1)復旧工				
基礎コンクリート	18-8-25 BB	m ³	0.300	
型枠	基礎コンクリート	式	1	
自由勾配側溝据付工	B500×H1200	m	3.500	
5. 仮設工				
(1)仮設道路工				
敷鉄板	設置～賃料～撤去、工事用道路	m ²	892	
敷鉄板	設置～賃料～撤去、水路養生	m ²	246	
水路養生材料	バタ角	式	1.000	
工事用道路盛土		m ³	340.000	

工 事 数 量 表

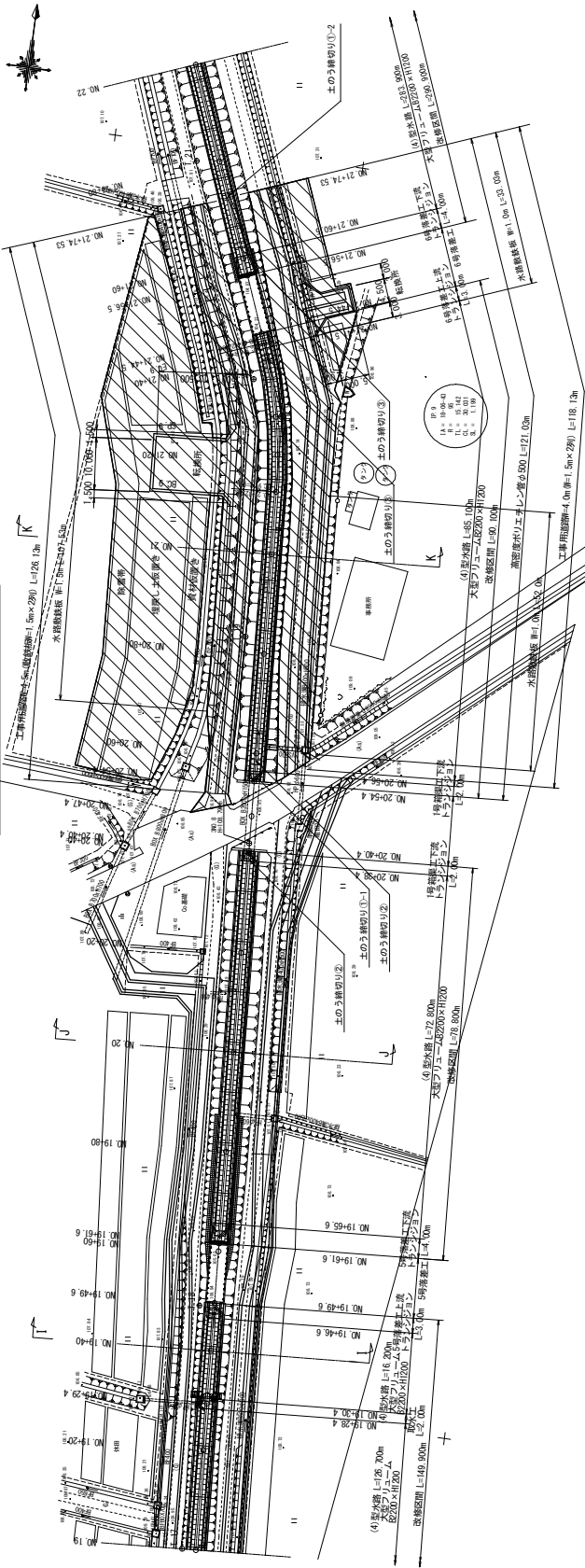
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
工事用道路撤去運搬処分	処分場へ	m3	340.000	
(2)排水処理工				
仮締切工		式	1.000	
仮排水管工	φ 500 設置～損料～撤去	m	121.000	
釜場設置	作業時排水	箇所	1.000	
釜場撤去	作業時排水	箇所	1.000	
排水ポンプ設置撤去	作業時排水	箇所	1.000	
排水ポンプ運転	作業時排水	箇所	1.000	
排水ポンプ設置撤去	常時排水	箇所	3.000	
排水ポンプ運転	常時排水	箇所	1.000	
排水ポンプ運転	常時排水	箇所	1.000	
排水ポンプ運転	常時排水	箇所	1.000	
在場ポンプ	賃料	台	4.000	
(3)安全費				
交通誘導警備員		人	70	
(4)工事用地整備工				
土木シート敷設・撤去		m ²	1,275.000	
土木シート積込・運搬		m3	3.800	
土木シート処分		m3	3.800	
(5)仮囲い工				
仮囲い設置、撤去		式	1.000	
仮囲い仮設材費		式	1.000	
(6)除雪工				
除雪工 工事用道路	機械除雪	m3	2,490.000	
除雪工 土工部	機械除雪	m3	299.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
6. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板（往路）	ton	196.90	
仮設材輸送	敷鉄板（復路）	ton	196.90	
(2) 技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
目地施工管理				
目地施工管理	大型フリューム	m	99.100	
補修工試験施工費				
補修工試験施工	試験施工計画書作成	式	1.000	
補修工試験施工	噴射圧力試験	箇所	1.000	
補修工試験施工	付着強度試験	箇所	1.000	
補修工試験施工	試験結果取りまとめ	式	1.000	
品質管理	付着強度試験（下地処理後）	箇所	1.000	
品質管理	付着強度試験（表面被覆後）	箇所	1.000	
品質管理	圧縮強度試験（表面被覆工）	回	1.000	
7. 一括計上価格				
(1) 土壌調査				
カドミウム含有量試験		検体	5.000	
カドミウム溶出試験		検体	5.000	
(2) 産業廃棄物税				
産業廃棄物税		式	1.000	

工事用地図

4



別紙-2

凡例

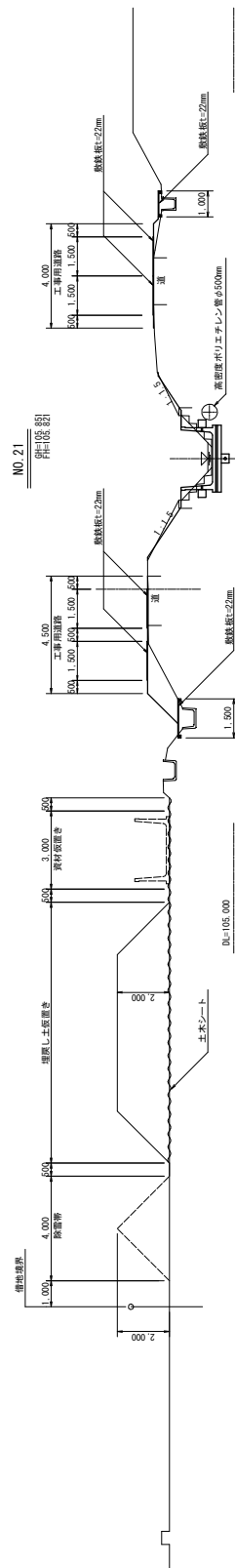


工事用地

K-K断面図
S=1:100

NO. 21

GH=105.851
FH=105.821



国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

1. 表層：骨地高層（骨地・側毛）		管理基準値	規格値（参考）	備考
直線部	施工目地	10～22mm	26mm	定尺物、調整物を対象とする。
	伸縮目地	20～32mm	40mm	〃
曲線部	施工目地	10～26mm	31mm	役物を対象とする。
	伸縮目地	20～34mm	40mm	〃

撮影に当たっては、目地の間隔、バックアップ材、目地の深さが読み取れるようにする。

主任監督 職 員	監督職員	主任技 術 者

工事名		請負者	
工種名		測定者	
製品規格		目地材の種類	

[illegible]

<記入事項>

1. 「工事名」は、〇〇水路工、△△型水路工等を記入する。
2. 「製品規格」は、製品種別、寸法等を記入する。
3. 「目地材の種別」は、空目地、シリコーン系、ポリウレタン系を記入する。
4. 「番号」は、水路の上流から下流方向に目地箇所の一連番号を記入する。
5. 「目地形態」は、「施工目地」又は、「伸縮目地」を記入する。
6. 「目地間隔測定値」は、目地の開きをミリ単位で整数値を記入する。なお、測定箇所は別紙のとおりとする。
7. 「右岸」「左岸」は、水路の上流から下流に向かって方向を示す。
8. 「管理基準値」は、大型フリーム製品 1 個当たり測定箇所 3 箇所の平均値に対し下記のとおりである。

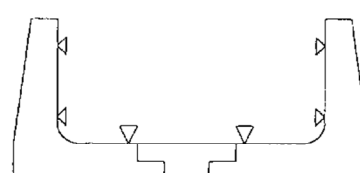
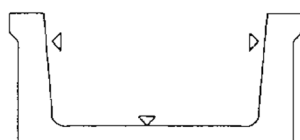
	管理基準値	規格値
直線部の施工目地間隔 (W)	10～22mm	26mm
曲線部の施工目地間隔 (W)	20～26mm	31mm

9. 「目地材充填深さ」は、次のとおりとする。
 - (1) ポリウレタン系は 20mm とする。
 - (2) シリコーン系は 10mm とする。
10. 「バックアップ材寸法」は、「目地間隔測定値」、「目地材の充填する深さ」より挿入するバックアップ材寸法を記入する。
11. 「摘要」は、目地間隔が管理基準値を超えた場合の処理方法、曲線半径、その他必要事項を記入する。

別 紙 □ 地 測 定 個 所

大型フリーム

L 形ブロック

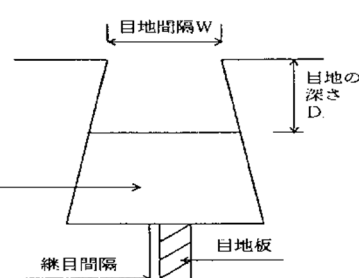
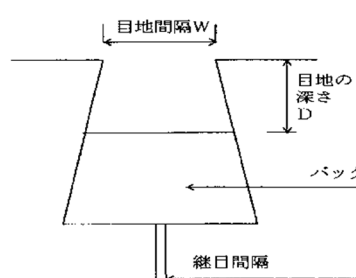


▷ : 測定箇所

- ①側壁部は、大型フリーム水路の場合は天端から 10～15cm 程度の位置。
L 形ブロック水路の場合は天端から 10～15cm 程度の位置及び底版から 10～15cm 程度の位置。
- ②底版部は、大型フリーム水路の場合は製品底版の中央部。
L 形ブロック水路の場合は底版端部。

施 工 目 地

伸 縮 目 地



工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次の通り工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和7年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業
 成瀬1号幹線用水路（その6）工事
 図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	計画縦断面図	1	
3 1 / 3	計画横断面図（1/3）	1	
2 / 3	計画横断面図（2/3）	1	
3 / 3	計画横断面図（3/3）	1	
4	水路工構造図	1	
5	1号箱渠工トランシジョン構造図	1	
6	1号箱渠工トランシジョン配筋図	1	
7	6号落差工上流トランシジョン構造図	1	
8	6号落差工上流トランシジョン配筋図	1	
9	6号落差工下流トランシジョン構造図	1	
10	6号落差工下流トランシジョン配筋図	1	
11	6号落差工補修計画図	1	
12	補修工標準図	1	
13	撤去図	1	
14	復旧図	1	
15	仮設計画図	1	
16 1 / 2	仮排水計画図（1/2）	1	
2 / 2	仮排水計画図（2/2）	1	
計		19	